補助対象事業にかかる提出書類の注意点について

①－ア　人権学習会

　　開催時に要した経費についての**領収書のコピーと記録写真**が必ず必要となりますのでご注意ください。

②－イ　地域課題学習会（学習会・研修会が補助対象事業です）

　　開催時に要した経費についての**領収書のコピーと記録写真**が必ず必要となりますのでご注意ください。学習会・研修会が対象となりますので、清掃活動・夏祭り・地蔵盆、スポーツ大会などは補助金対象外の事業となります。

●**学習会の補助対象事業について**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の対象となるもの（例） | 補助金の対象とならないもの（例） |
| ○お茶代（１人あたり１６０円まで） | **×茶菓子代** |
| ○資料代（用紙代、コピー代、トナー代） | **×軽食代** |
| ○講師謝礼 | **×酒類** |
| ○材料代（防災研修での炊き出し・　体験学習の材料代・苗代など） | **×景品代** |
| ○事務用品代 | **×記念品代** |
| ○研修会交通費・入場料 | **×粗品代** |

③組織の育成

該当する組織がある場合には、組織の規約または会則、ならびに役員名簿等が必ず必要となりますのでご注意ください。

④広報の発行

自治会のお知らせや事業等の案内通知文は広報には該当しませんのでご注意ください。

※２月～３月上旬に提出をお願いします実績報告時に上記の書類が必要となります。